

京都市告示第408号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出がありました。

令和4年10月11日

京都市長 門川 大作

申請者名称	サービス種別	事業所名及び 事業所番号	事業所所在地	廃止年月日
社会福祉法人 京都福祉サー ビス協会	居宅介護、重度 訪問介護	社会福祉法人 京都福祉サー ビス協会東山 事務所 2610881118	京都市東山区松原 通大和大路東入二 丁目轆轤町112 番地プレザント京 都・東山	令和4年9月30日

(保健福祉局障害保健福祉推進室)